

○大隅肝属広域事務組合職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第9号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第12号。以下「分限に関する条例」という。）及び大隅肝属広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第13号。以下「懲戒に関する条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定医）

第2条 分限に関する条例第2条第1項の規定により指定する医師でなければならない。

（交付する書面）

第3条 分限に関する条例第2条第2項に規定する書面は、次のとおりとする。

- (1) 辞令
- (2) 処分説明書（別記第1号様式）
- (3) 診断書（別記第2号様式）の写し

（交付要領）

第4条 辞令、処分説明書及び診断書の写し（以下「辞令等」という。）は、管理者又は管理者の定める上級の公務員が処分を受ける職員に対して直接交付しなければならない。

2 前項の場合において直接交付し難い理由があるときは、内容証明郵便等確実な方法により職員に送達しなければならない。

（懲戒処分の書面等）

第5条 懲戒に関する条例第2条に規定する書面は、辞令等のうち診断書の写しを除いたものとし、その交付要領は第4条の規定を準用する。

（雑則）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

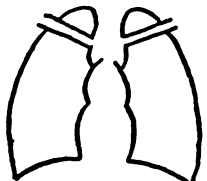
別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

処 分 説 明 書				
交付年月日			整理番号	
処 分 者	職			氏 名 印
処 分 を 受 け た 職 員				
所 属		職	(ふりがな) 氏 名	
処分の時	年	月	日	処分の種類及び程度
根拠法規				刑事裁判との関係
処 分 の 理 由				
<p>この処分に不服があるときは、地方公務員法第 49 条の 2 の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。</p>				

- 注 1 交付年月日 処分を受けた職員に説明書を交付した年月日
- 2 整理番号 説明書を作成した事務部局の整理番号
- 3 処 分 者 任命権者又はその委任を受けた公務員
- 4 処分の種類 具体的に「懲戒減給 3 月間給料 10 分の 1」というように記載すること。
- 5 処分の理由 単に「非行があった」などと抽象的に記載せず、いつ、どこで、どんな行為をしたと具体的事実を記載すること。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

診 断 書		
所属課名	氏 名	
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日生
検診の種類 <input type="checkbox"/> 定例 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 個人	検診年月日 年 月 日	
要する措置 <input type="checkbox"/> 要入院 ( 年 月) <input type="checkbox"/> 要家庭療養 ( 年 月) <input type="checkbox"/> 要注意 ( 年 月)		
既往症、家族歴、職歴、現症その他		
<div style="text-align: center;">  </div> <input type="checkbox"/> 間接撮影 フィルムNo. <input type="checkbox"/> 透 視 <input type="checkbox"/> 直接撮影 フィルムNo.	ツベルクリン反応  $\frac{\times}{\times}$ (×)  赤血球沈降速度 1 時間値 方法  かくたん検査 <input type="checkbox"/> 培養(+)(-) <input type="checkbox"/> 塗まつ (+)(-)方法  BCG 接種年月日 年 月 日	所 見
備考 (任命権者の措置その他)		上記のとおり診断する。 医師 氏名 印 氏名 印
注 「検診の種類」欄において、「定例」とは任命権者の行う定例健康診断を、「臨時」とは臨時健康診断を、「個人」とは当該職員の要求に基づく個人的診断をいう。		